



News 4月号 News 4月号

麻布M&Aセンター・株式会社叶光 (ToKo)

飯島総合会計事務所

発行人/飯島 一郎 今月編集者/高田 由加

〒106-0046 東京都港区元麻布3-2-19-4F

Tel : 03-5775-1631 Fax : 03-5775-1632

URL : <http://www.is-tax.co.jp/>

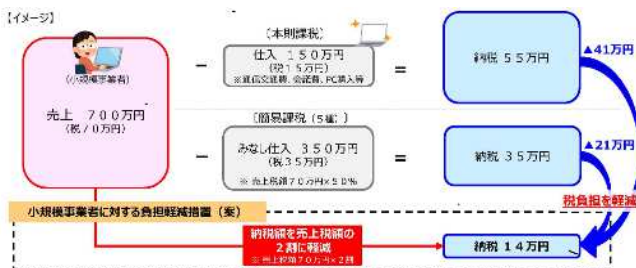
☆インボイス制度の見直し☆

インボイス制度が令和5年10月1日から開始されます。

令和5年度税制改正大綱により「適格請求書等保存方式の円滑な実施に向けた所要の措置」が講じられました。

今月のToKoニュースでは「免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の負担軽減措置を講ずる。」について紹介します。

例) 年間売上	770万円 (内消費税70万円)
年間経費	165万円 (内消費税15万円)
業種	サービス業



今までは、次の2つの計算方法が認められていました。

- ① 70万円 - 15万円 = 55万円 (納税額)
受け取った消費税から支払った消費税を引いて税額を求めます。
- ② 70万円 × 50% = 35万円 (納税額)
業種に応じた率を乗じて税額を求めます。サービス業の率は50%です。

今回の改正で3つめの計算方法が講じられました。

- ③ 70万円 × 20% = 14万円 (納税額)
どんな業種であっても20%です。

3つめの計算方法を選択するための事前の届出は不要です。

ただし、これは、もともと免税事業者が、インボイス制度に登録した場合に適用があるものです。そして、3年間という期限もあります。

インボイス制度に登録しようかどうか迷われているお客様には、登録のインセンティブになると思われれます。

☆コラム(飯島のつぶやき)☆

モニュメント(あるブログより)

2020年2月4日7時55分、東京都港区虎ノ門2丁目交差点で、小学校3年生だった麻布小学校のサッカー好きの生徒が交通事故で命を落としました。

(中略)

私は毎年夏、麻布小学校でラジオ体操のお兄さんをやっておりますが、その子も早起きしてラジオ体操を頑張る一人でした。

ご両親が中心となりPTAや交通安全協会の協力を得て周囲の光景が再開発で変わりゆく中、事故の記憶と、悲劇を繰り返さないという祈りを、祈願碑=交通モニュメントとして残したいという想いが募り、当初は困難であったが、慰霊碑ではなく、全ての子どもたちの安全を祈る祈願碑ということ港区に理解いただき、虎ノ門2丁目交差点に再開発によって新設される区立公園に設置されることが決まりました。

モニュメントの経費は全額クラウドファンディングで集められ、多くの賛同者を得てモニュメントはついに彼の卒業に合わせて、完成したのです。モザイクは同級生や保護者、サッカー仲間多くの子どもたちも参加し、祈りを込めて作られました。

そこには「かしんとゆだんが事故を生む

そのいっしゅんが大事だよ

いつでも心にゆとりをもって」

という小学生にもわかるほとんどひらがなのメッセージが書かれています。

その日のランドセルには給食のリクエストアンケートが入っていました。そこにはグラタンと大きな字が書かれていました。以来麻布小学校では少年の命日にグラタンを給食で食べています。胸が痛みますが、なんて心温まる話だと思います。

同級生たちはこの春小学校を卒業します。そしてこの交通安全モニュメントが残り、少年の記憶と共に、その未来を照らしていくのだと思います。

二度とこのような事故を起こさぬよう、全庁を貫き、一体となり子どもたちの安全教育をしっかりと行なってほしい。

(港区区議 池田こうじ氏ブログより一部抜粋)

今月の一言

「生を尊重しないものはそれに値しない。」

(レオナルド・ダ・ヴィンチ)

私も実感しましたが、死に損なって初めてわかる命の尊さ、健康の大事さ。生きているって、とても幸せなことなんだ。